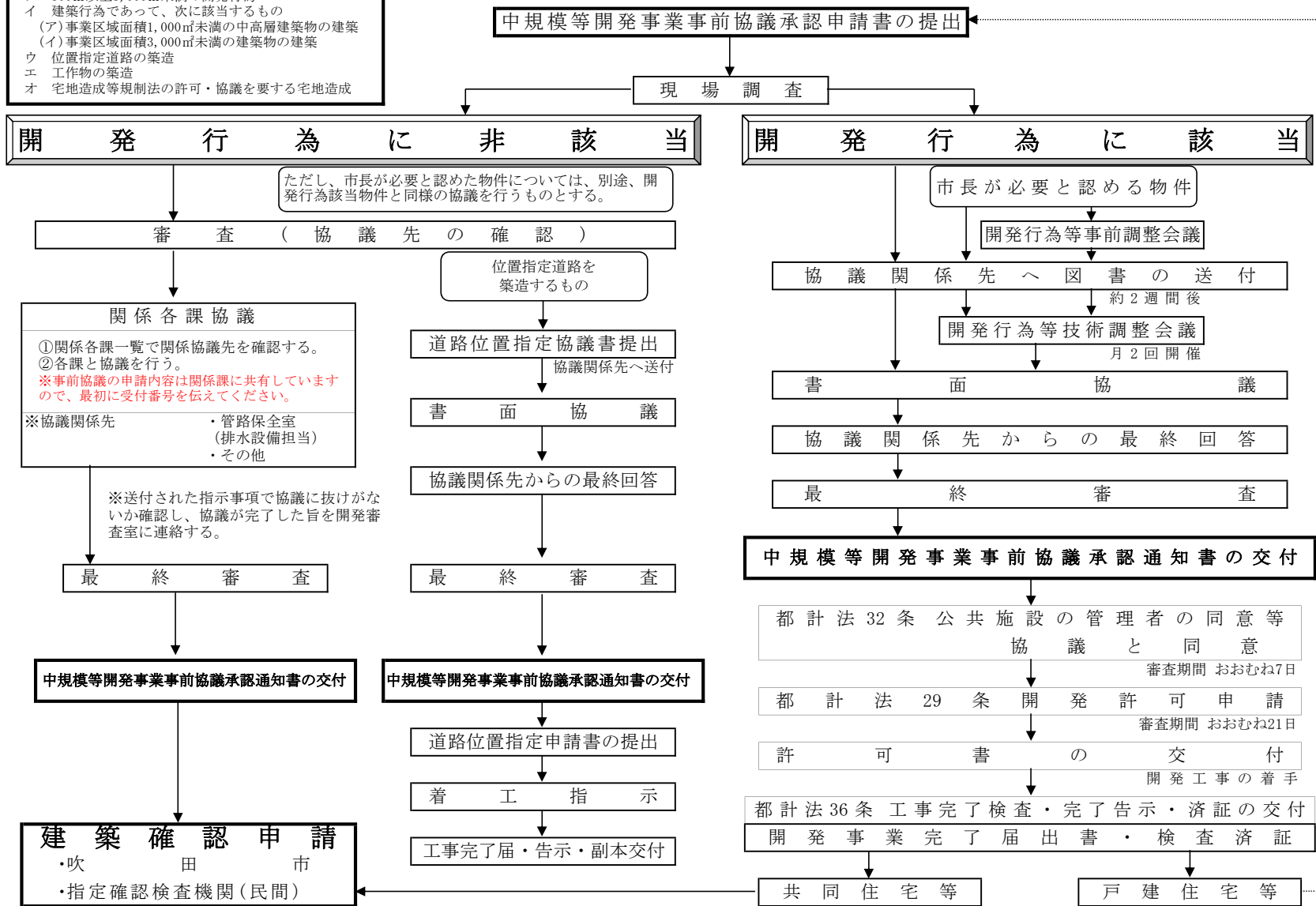


適用範囲	
ア	500㎡以上3,000㎡未満の開発行為
イ	建築行為であって、次に該当するもの (ア)事業区域面積1,000㎡未満の中高層建築物の建築 (イ)事業区域面積3,000㎡未満の建築物の建築
ウ	位置指定道路の築造
エ	工作物の築造
オ	宅地造成等規制法の許可・協議を要する宅地造成

中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出から建築確認申請までのフロー



協議関係先		
1	開発審査室	条例担当
2	〃	建築許可可
3	都市計画室	景観担当
4	〃	計画担当
5	公園みどり室	
6	総務交通室	
7	管路保全室	
8	警防救急室	
9	企画財政室	
10	保育幼稚園室	
11	地域経済振興室	
12	環境政策室	(環境まちづくり担当)
13	環境政策室	(中高層担当)
14	環境保全指導課	
15	事業課	
16	教育未来創生室	
17	文化財保護課	
18	給水相談グループ	
19	その他	